

令和 6 年度第 2 回監査委員会の指摘事項等の検討・改善状況

	指摘事項	検討・改善状況
1	鎮静管理（小児）の説明書に、医薬品副作用被害救済制度が PMDA（独立行政法人 医薬品医療機器総合機構）によって運用されていることを追記し、患者が認識できるようにしていただきたい。	鎮静管理（小児）の説明書に、医薬品副作用被害救済制度が PMDA（独立行政法人 医薬品医療機器総合機構）によって運用されていることを追記した。
2	高齢の方が、暗い場所でも薬の服用時間を視認できるように、薬袋の服用時間をさらに大きく表示できないか検討していただきたい。また、当院での取組みを院外の薬局にも周知し、院外処方により包材が変わった場合でも、患者が困惑しないよう連携を強化していただきたい。	システムの仕様上、薬袋の服用時間をさらに大きくすることは困難であったため、次のシステムバージョンアップ時に改めて検討することとした。また、当院の退院処方および外来院内処方において、一包化された錠剤を用法ごとに薬袋を分ける運用へ変更したことを、院外薬局に周知・共有した。
3	電気メス使用時の消毒剤については、ポビドンヨードの使用を推奨し、再発防止に努めていただきたい。	電気メスを使用する際の消毒剤は、患者のポビドンヨードアレルギーの有無を確認し、アレルギーがなければポビドンヨードを使用、アレルギーがある場合は 0.5% マスキン水を使用することとした。
4	ガーゼ遺残については、スタッフ全員でカウントをする時間を設けるなど、基本的な手順を順守するよう再度徹底していただきたい。	今後、院内の講演会等で、ガーゼ遺残の再発防止策である「ガーゼカウント実施時にはチームメンバー全員が一旦手を止めて確実にカウントを実施する」の手順を改めて周知徹底することとした。
5	現在、一部の診療科で限定的に運用している ACP の実績をもとに、患者へ ACP の目的の周知や啓発を推進していただきたい。	令和 7 年 2 月より入院説明の際に入院患者に ACP に関する質問用紙の配布を開始した。質問用紙を配布する際には患者に ACP について説明を実施している。